教私第 1401-2 号

令和３年７月14日

各私立幼稚園設置者　様

各私立認定こども園設置者　様

大阪府教育庁私学課長

令和３年度　大阪府教育支援体制整備事業補助金に係る事業計画書の提出について（通知）

令和３年５月28日付け教私第1401号にて意向確認を実施した標記について、下記および別紙のとおり事業計画書をご提出いただきますようお願いします。

記

１．提出資料

（１）事業計画書（鑑）

（２）事業計画内訳書（様式１－１、１－２、２、３、４）

　　※意向確認において回答した事業に該当する様式はすべて提出が必要です。

２．提出方法

郵送

３．回答期限

令和３年８月４日（水曜日）当課必着

　※期限を超えて到着したものは受付けません。期限延長に関するご相談には対応できません。

　 ※必ず郵送にてご提出ください。持参はご遠慮ください。

４．今後の予定

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 内定 | ⇒ | 交付申請 | ⇒ | 交付決定 | ⇒ | 実績報告 | ⇒ | 額の確定（交付） |
| 府 |  | 園（法人）【10月中に依頼】 |  | 府 |  | 園（法人）【3月中に依頼】【4月9日期限】 |  | 　　府 |

※今後の当該事業に係る諸手続きに関するお知らせ等は、大阪府ホームページへの掲載及びメール配信にて行います。

　　　なお、メール配信は、意向確認でご回答いただいたメールアドレスあて行います。ご回答いただいたメールアドレス

に誤りがある場合や、配信不能となる場合、その他要因により配信したメールを各園にてご確認いただけない場合、

当課では責任を負いかねますのでご了承ください。

５．その他

　　詳細は、別紙をご確認いただきますようお願いします。

【担　当】

大阪府教育庁　私学課　幼稚園振興グループ　担当：高山

（電　話）06-6210-9273　（メール）shigakudaigaku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp

別紙

令和３年度　大阪府教育支援体制整備事業補助金に係る事業計画書の提出について

１．募集事業と対象園

次のうち、意向確認（令和３年５月28日付け教私第1401号）において当該事業へ回答した園が対象です。

|  |
| --- |
| **幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業 １次（新型コロナウイルス感染症対策）**　　施設類型：　幼稚園・幼稚園型認定こども園　　設置者種別：　学校法人・宗教法人・個人　　その他要件：　次のいずれかに該当する園・令和３年２月26日付け教私第3735号において、事業区分「感染症対策」（コロナ４次）で内示を受けていない・令和３年２月26日付け教私第3735号において、事業区分「感染症対策」（コロナ４次）で内示を受けた額が50万円未満 |
| **幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業 ２次（遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備）**　　施設類型：　幼稚園・幼稚園型認定こども園・幼保連携型認定こども園　　設置者種別：　学校法人 |
| **認定こども園等への円滑な移行のための準備支援**　施設類型：　幼稚園（私学助成園に限る）設置者種別：　学校法人 |
| **園務改善のためのICT化支援事業　１次**　　施設類型：　幼稚園・幼稚園型認定こども園設置者種別：　学校法人その他要件：　令和３年２月26日付け教私第3735号において、事業区分「ICT化支援」（ICT２次）で内示を受けていない園 |
| **認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援**　　施設類型：　幼稚園・幼稚園型認定こども園・幼保連携型認定こども園設置者種別：　幼稚園・幼稚園型認定こども園は、学校法人・宗教法人・個人幼保連携型認定こども園は、学校法人 |

２．事業計画内訳書様式

次のうち、意向確認（令和３年５月28日付け教私第1401号）において回答した事業と対応する様式を提出してください。※上記１で「施設類型」「設置者種別」「その他要件」の全てを満たさない場合、補助対象外のため、提出は不要です。

|  |
| --- |
| 様式1-1：**幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業 １次（新型コロナウイルス感染症対策）** |
| 様式1-2：**幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業 ２次（遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備）** |
| 様式2：　**認定こども園等への円滑な移行のための準備支援** |
| 様式3：　**園務改善のためのICT化支援事業　１次** |
| 様式4：　**認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援** |

３．交付基準額・補助率・補助対象経費

|  |
| --- |
| **幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業 １次（新型コロナウイルス感染症対策）**　① 交付基準額次のとおり、令和２年５月１日現在の認可定員に応じた額を上限とします。ア．認可定員19人以下　　　　　　１施設当たり300千円イ．認可定員20人以上59人以下　 １施設当たり400千円ウ．認可定員60人以上　　　　　　１施設当たり500千円　② 補助率(予定) ※変更する場合があります。府(国)　10/10　③ 補助対象経費　※詳細についてはFAQをご確認ください。ア．新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品の購入　　イ．新型コロナウイルス感染症対策を徹底するために必要となるかかり増し経費　④ 注意事項ア．令和３年２月26日付け教私第3735号において、事業区分「感染症対策」（コロナ４次）で内示をした園については、取り扱いを次のとおりとします。※交付決定の有無やその金額は考慮しません。(a) 当該内示額が①交付基準額を下回る場合は、補助希望額の上限は次の算式のとおりとします。**［算式］交付基準額-当該内示額＝補助対象経費上限**(b) 当該内示額が①交付基準額と同額の場合は、**対象外**となります。　　イ．実績報告書の提出依頼時、根拠資料として、次のものを求める予定です。ついては、必ず整備していただきますようお願いします。なお、内容に応じて追加で書類を求める場合があります。　　　(a) 保健衛生用品の購入見積書・発注書・納品書・請求書・領収書の写し、業者の提案書やカタログ等の写し　　　　　※上記のすべてが必要です。なお、品名・金額・日付の記載がないものは認めません。　　　　　※比較見積りを行っていない場合や、根拠資料がレシートのみの場合は認めません。　　　　　※通信販売等で購入した場合、領収書の宛先及び配送先住所が幼稚園でないものは認めません。　　　　　※個人の立替払いや代理購入は認めません。　　　(b) かかり増し経費　　　　　必要となった経費の内容・算出根拠が客観的に確認できるもの　　　　　※内容に応じて、追加で書類を求める場合があります。 |
| **幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業 ２次（遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備）**　① 交付基準額 ※予算の範囲内での補助金執行となるため、補助金交付基準額の上限を減額する場合があります。１施設当たり2,000千円　② 補助率(予定) ※変更する場合があります。　　ア．認定こども園　　府(国)　1/2　、事業者　1/2　　イ．幼稚園　　　　　府(国)　1/3　、事業者　2/3　③ 補助対象経費　※詳細についてはFAQをご確認ください。　　遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の教育の質の向上に必要な設備整備に要する経費のうち、次に該当するもの（短期間のうちに消耗する物品や個人の所要に係る物品を除く）　　　ア．１台につき50万円以上の遊具　　　イ．１式の購入につき、10万円以上の運動用具・教具・保健衛生用品　　※屋外教育環境整備で対象としているアスレチック遊具・野外ステージ等の整備は対象外。　　※設備の整備に当たり要する地ならし等の工事経費・既存設備の撤去(廃棄)費用等は対象外。　　※マスクや消毒液等、継続的に必要となる物品は、「短期間のうちに消耗する物品」に該当しないため、補助対象　　　に含めることは可能。また、新型コロナウイルス感染症対策に資する物品などを購入することも可能。ただし、　　　「（１）幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業 １次（新型コロナウイルス感染症対策）」と、経費を二重に計上することや、按分することは不可。　④ 注意事項　　実績報告書の提出依頼時、根拠資料として、次のものを求める予定です。ついては、必ず整備していただきますようお願いします。なお、内容に応じて追加で書類を求める場合があります。　　　見積書・発注書・納品書・請求書・領収書の写し、業者の提案書やカタログ等の写し　　　※上記のすべてが必要です。なお、品名・金額・日付の記載がないものは認めません。　　　※比較見積りを行っていない場合や、根拠資料がレシートのみの場合は認めません。　　　※通信販売等で購入した場合、領収書の宛先及び配送先住所が幼稚園でないものは認めません。　　　※個人の立替払いや代理購入は認めません。 |
| **園務改善のためのICT化支援事業　１次**　① 交付基準額１施設当たり1,000千円　② 補助率(予定) ※変更する場合があります。府(国)　3/4　、事業者　1/4　③ 補助対象経費　※詳細についてはFAQをご確認ください。　　幼稚園教諭の事務負担軽減を図るための支援システムの導入、コロナ禍においてニーズが顕在化した　　ICT環境の整備に必要な経費　④ 注意事項令和３年２月26日付け教私第3735号において、事業区分「ICT化支援」（ICT２次）で内示をした園については、**対象外**となります。※交付決定の有無やその金額は考慮しません。 |
| **認定こども園等への円滑な移行のための準備支援**① 交付基準額１施設当たり1,600千円　② 補助率(予定) ※変更する場合があります。府(国)　1/2　、事業者　1/2　③ 補助対象経費　※詳細についてはFAQをご確認ください。　　認定こども園の認可等に係る申請書作成等の業務を行うために雇用した事務職員等の雇上費及び当該業務に係る外部への委託費等　④ 注意事項　　交付対象となる園は、認定こども園の認可等を受けることが必要です。原則として、交付決定をした年度内に認定こども園の認可等を受けない場合は、補助条件違反として交付額の返還を命じます。 |
| **認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援**① 交付基準額研修参加教職員１人当たり6,250円　② 補助率(予定) ※変更する場合があります。府(国)　1/2　、事業者　1/2　③ 補助対象経費　※詳細についてはFAQをご確認ください。認定こども園の質の向上や、幼稚園と保育所等の連携に係る研修事業の実施に必要な賃金・諸謝金・旅費・需用費・役務費・委託料・補助金・使用料・賃借料等・研修参加のための職員の代替に伴う賃金・研修参加費等 |

４．補助対象期間

|  |
| --- |
| 令和３年４月１日から令和４年３月31日の期間に実施及び完了した事業※発注および支払いが上記期間外の事業は認めません。 |

５．その他

|  |
| --- |
| 　・事業を実施する予定がある場合は、必ず、期限までに事業計画書をご提出ください。　　ご提出がない場合、補助対象外として取扱います。・事業計画書の提出をもって本補助金の交付が決定するものではありません。必要な諸手続きについては、大阪府ホームページ「幼稚園への通知・照会」にて随時通知します。　・追加募集の有無については未定です。 |

６．お問い合わせ

|  |
| --- |
| 　・次の書類をよくご確認いただきますようお願いします。　　本通知文および別紙、ＦＡＱ、事業計画書様式記入例、交付要綱　・補助対象経費について、個別のお問い合わせには対応できません。ご提出いただいた事業計画書の内容をもって精査します。 |

以上